

平成二十年十二月八日提出
質問第三二〇号

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応
に関する第三回質問主意書

提出者 山井和則

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する第三回質問主意書

十月二日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議に社会保険庁が提出した資料「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算について（資料Ⅲ）」について質問する。

資料の中には平成二十年五月から六月末日までの状況として、記録訂正された三十五人の性別、年齢等が記載されている。その内、番号1から35の記録訂正者の性別、年齢は以下の通りである。

- 1 男性・八十四歳
- 2 女性・九十三歳
- 3 女性・八十二歳
- 4 男性・六十七歳
- 5 女性・八十四歳
- 6 男性・七十一歳
- 7 女性・七十歳

20	女性・七十八歳
19	女性・六十七歳
18	女性・八十一歳
17	男性・六十八歳
16	女性・六十五歳
15	女性・八十歳
14	男性・六十五歳
13	女性・八十一歳
12	女性・六十五歳
11	男性・六十九歳
10	女性・七十四歳
9	女性・七十歳
8	男性・六十六歳

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
男性・六十八歳	女性・七十四歳	男性・七十四歳	女性・六十六歳	男性・七十五歳	女性・七十九歳	男性・六十四歳	男性・六十六歳	女性・八十四歳	女性・七十六歳	男性・六十九歳	女性・七十歳	女性・七十九歳

34 男性・六十三歳

35 女性・七十八歳

一 三十五人について、未払い年金が全額支払われた人及び金額をそれぞれお教え願いたい。

二 一において、全額支払われていない人は、今後それぞれ合計いくら支払われるのか。

三 三十五人に対して訪問調査が行われたが、その結果をお教え願いたい。もし結果がまとまっていないならば、いつ発表するのか。

四 十二月五日の衆議院予算委員会で舛添大臣は、番号2の九十三歳の方のご家族に謝罪したと答弁したが、それは何月何日か。

五 四において、本人には謝罪していないとのことだが、なぜ本人に謝罪しなかったのか。

六 四において、番号2の九十三歳の方が入院していることを社会保険庁はいつ把握したのか。また入院していると把握していたにも拘らず、存命中に未払い年金をなぜ支払わなかったのか。

右質問する。